

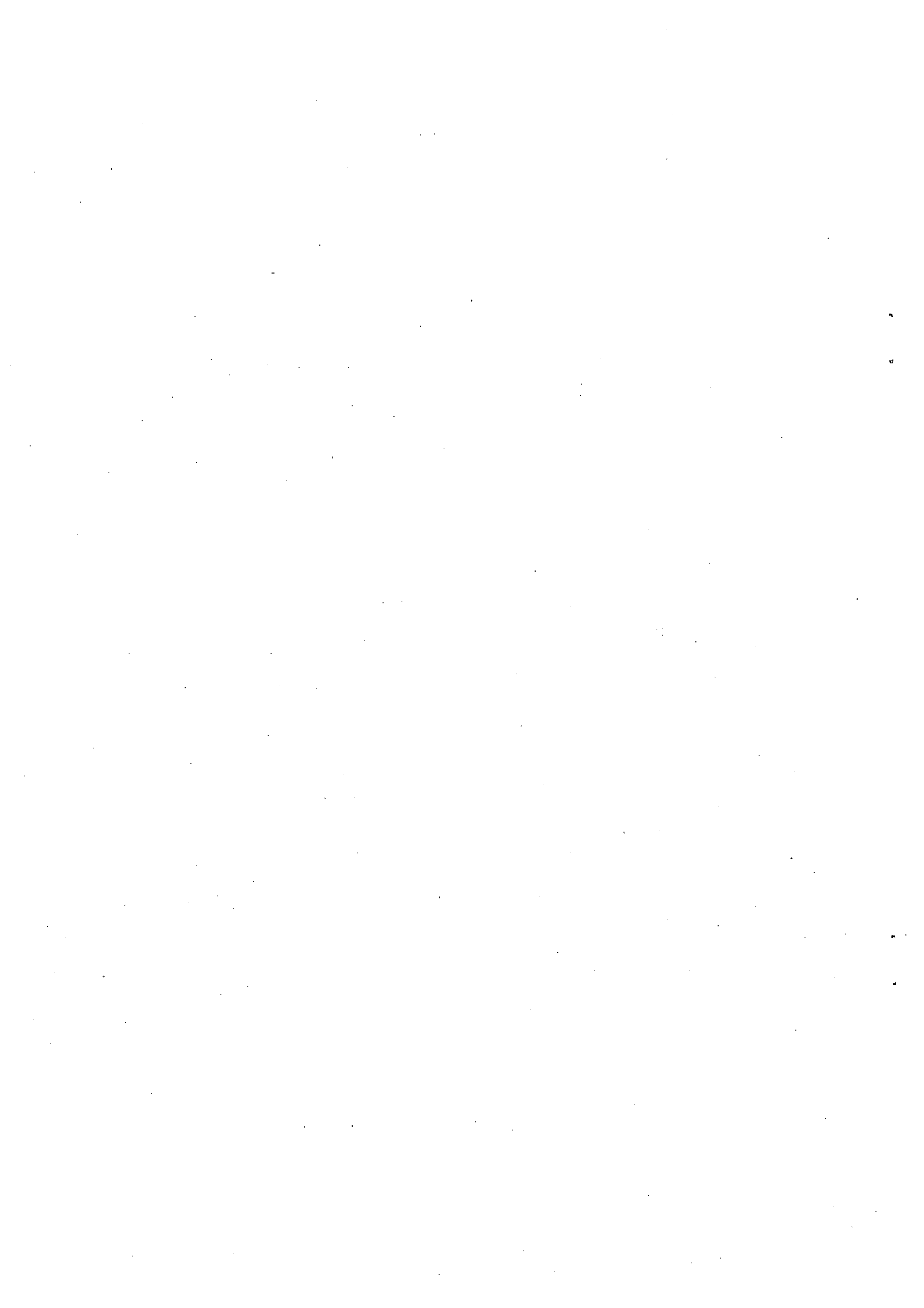
総務教育常任委員会資料

(平成29年3月21日)

【件名】

- ・ 米子市立米子養護学校(病弱部門小・中学部)の県への移管等について(特別支援教育課)
..... 1
- ・ 文化財の県指定について(文化財課) 2
- ・ 県内文化財の国重要文化財追加指定及び新規国登録について(文化財課) 9
- ・ 企画展「日本民藝館所蔵 生誕130年 バーナード・リーチ展」の開催について
(博物館) 14

教育委員会



米子市立米子養護学校（病弱部門小・中学部）の県への移管等について

平成29年3月21日
特別支援教育課

米子市から県への移管の要望のある米子市立米子養護学校について、県・市の実務者協議を重ねてきましたが、この度、次のとおり合意しましたので報告します。

今後、移管に向けて更に協議を進め、必要な手続きを進めていくこととしています。

【県・市の合意内容】

- ①県は西部地区における病弱をはじめとする特別支援教育体制の充実を図るため、米子市立米子養護学校（病弱部門小・中学部）の県への移管の申し入れを受け入れる。
- ②移管にあたっては、市は県に米子市立米子養護学校の建物を無償譲渡し、敷地を無償貸付するものとする。
- ③県は、平成30年4月1日を目途に、県立皆生養護学校に病弱部門小・中学部を設置し、西部地区全体の病弱児童生徒の受入れ体制を整える。
- ④移管時点で米子市立米子養護学校に在籍している児童生徒のうち希望する者は県立皆生養護学校に転学するものとする。

1 これまでの経緯

- ・西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置等に係る検討会のまとめた報告書において、「教育の一貫性を考えれば、小・中・高等部が同一校にあるのが望ましく、県と米子市が小・中学部のあり方の検討を進めることが必要である。」との指摘がなされていた。（25年3月）
- ・米子市教育委員会と鳥取県教育委員会との間で、県西部地区における今後の病弱教育の在り方についての意見交換の場を設けてきた。（27年5月・11月、28年2月）
- ・平成28年2月17日に開催した意見交換会において、米子市教育委員会が「県西部の子どもたちにとって、将来にわたり適切な学習環境を確保されることを前提として、米子市立米子養護学校を県に移管することを希望する。」と表明された。
- ・上記の表明を受け、実務者による協議を継続していた。（28年度）

2 県移管により見込まれる教育環境の向上

- (1) 西部地区全体の教育体制の充実と一貫した教育体制の整備
 - ・西部地区全体から広く児童生徒を受け入れやすくなり、西部地区の病弱教育が充実する。
 - ・小学部から高等部まで一貫した病弱教育を推進することができる。
- (2) 様々な病気に対応した教育の推進
 - ・病弱部門特別支援学校として設立された鳥取養護学校、総合療育センターと連携して教育を行っている皆生養護学校におけるこれまでの蓄積を活用した教育を実践することができる。
 - ・感染症の関係などで通学できない子どもに対しては「訪問教育」を実施できる。
- (3) ICT機器を活用した教育の推進
 - ・県立特別支援学校においては、児童生徒数に対するiPad整備率は約6割であり、各校に蓄積されているノウハウを活用した教育を実践することができる。
 - ・病気等で通学が制限されている児童生徒に対して、新たに導入予定としているICT機器を活用した学習を実践することができる。

3 移管に向けた概ねのスケジュール

| | |
|---|----------------------------------|
| ●県立皆生養護学校に病弱小・中学部を設置（教育課程の編成等、教育委員会規則の改正） | 29年12月まで |
| ●市立米子養護学校の廃止（廃止の認可） | 30年3月まで |
| ●建物、土地（無償譲渡、無償貸付の手続き） | 29年の年末までに議会議決等を経て、30年3月までに手続きを完了 |

※1 県立鳥取聾学校ひまわり分校を現市米養校舎に移転させることも併せて検討を行います。

※2 現市米養校舎の必要な改修の検討も行います。

平成29年3月18日に開催された鳥取県教育委員会において、下記の文化財を鳥取県保護文化財及び鳥取県有形民俗文化財に指定することが決定しました。

記

【指定】鳥取県保護文化財

| 名称 | 所在地 | 員数 | 指定基準 |
|------------|-----|------|---|
| 福本70号墳出土遺物 | 八頭町 | 250点 | 考古資料の部 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの |

<指定理由>

福本70号墳は、墳丘規模東西最大約15m、南北最大約13m、高さ約5mを測る。墳丘裾部等で確認された列石の状況から、多段築成された変形八角形と考えられる多角形墳で、出土土器の年代観から7世紀前半から中葉頃の古墳とされる。

平成6年に実施された発掘調査により、玄室床面や墳丘流失土内から副葬品を中心とする遺物が出土した。玄室内出土遺物には、銅製匙、双龍環頭大刀、鏢付鉄劍、馬具、鉄鏃、鉄製工具、ガラス玉類、耳環、鉄釘、土器等があり、良好な状態で遺存していた。

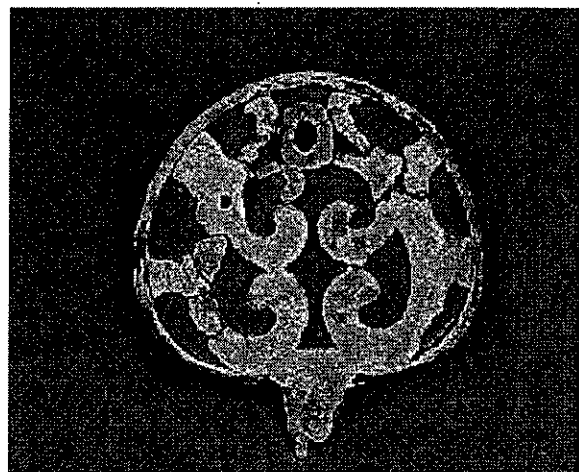
それら出土遺物からは、木棺使用に見る埋葬方法や葬送の場の変化、銅製匙や渦巻文杏葉などに見る中国、もしくは朝鮮半島との交流といった政治動向を窺い知ることができる。また、福本70号墳の近隣には、7世紀後半以降に八上郡衙（八頭町万代寺遺跡）の設置や土師百井廃寺が建立されるが、本墳の追葬に伴ったと考えられる遺物にも、金銅装馬具のほか、双龍環頭大刀といった優品が引き続き見られることから、古墳時代から律令時代への過渡期における地域社会の変化や有力者の動向を知ることができる資料として重要である。



銅製匙



銅製匙柄部円文



双龍環頭柄頭

【指定】鳥取県保護文化財

| 名称 | 所在地 | 員数 | 指定基準 |
|-----------------------------|-----|-----|---|
| もくぞう ぼさつぎょうりゅうぞう 木造菩薩形立像 | 倉吉市 | 1 軀 | 絵画・彫刻の部 2 我が県の絵画・彫刻史上特に 意義のある資料となるもの 3 題材、品質、形状又は技法等 の点で顕著な特異性を示すもの |

＜指定理由＞

本像は大日寺(倉吉市)の本堂内、向かって右の脇間に安置される。同寺は、鳥取県を代表する霊域である大山山麓に位置し、古くから天台宗が根を降ろした寺院として知られ、既に文化財指定された遺品も多い。

本像は、平安時代、10世紀にさかのぼる等身大の菩薩形立像である。様式的には、和様化が進むとされる10世紀的な要素を持ちながら、奈良時代から平安時代初期に造立された仏像にみられる要素が各所に認められる点が特徴である。

また、図像的な面に注目すると、当初は、定形化する前の多面観音として造立された可能性が高い。さらに、節を残置するなど日本古来の霊木信仰に由来すると考えられる造形も興味深い。

本像は大日寺を含む周辺地域の歴史を考える上でも、また平安時代における彫刻の様式、多面観音の展開を考える上でも貴重な作例であり、鳥取県指定文化財として相応しい尊像である。



菩薩形立像 全身正面

【指定】鳥取県保護文化財

| 名称 | 所在地 | 員数 | 指定基準 |
|---------------|-----|----|---|
| 銅鰐口 伯州瀧山寺銘 | 鳥取市 | 1点 | 工芸品の部 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの 2 我が県の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの |

＜指定理由＞

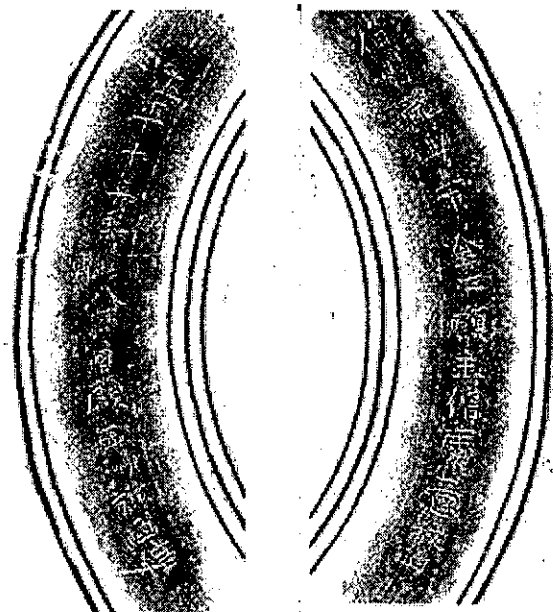
鳥取県立博物館が所有する銅製鰐口で、第1面の銘帯右に「伯州瀧山寺金口願主僧慶意敬白」、左に「正平十二年丁酉八月日願主沙弥西信」と陰刻する（正平12年は西暦1357年、「正平」は室町時代の南朝元号）。

「瀧山寺」の寺名を有する寺院は現存しない。しかし、その銘を刻す資料がすでに県指定保護文化財となっている擬宝珠にあり、それは関金町関金宿字天神原地内の道路工事中に発見された。所蔵する地蔵院は大瀧山の山号を有し、建久3(1192)年に造立されたとされる丈六の木造地蔵菩薩半跏像（重要文化財）が安置されている。「瀧山寺」と地蔵院を直接結びつける史料は確認されていないが、地蔵像などの仏像や擬宝珠の存在、断片的な記録などから「瀧山寺」は中世に隆盛した山林寺院であり、地蔵院の前身寺院と考えられる。

「瀧山寺鰐口」は現在のところ、これまで知られている県内の鰐口のなかで最も古く、最大の面径を有する。さらに、铸上がりもよく、仕上げの加工も丁寧であり、かなり高い铸造技術で製作された優品である。そして、紀年銘が刻まれており、鰐口研究の基準的な資料と言える。さらに、大山や三徳山をはじめとする県内の山林寺院研究や中世史の研究を進める上で、重要な1次資料として高い価値を有している。



「伯州瀧山寺」銘鰐口



陰刻

【指定】鳥取県保護文化財

| 名称 | 所在地 | 員数 | 指定基準 |
|---|-----|-----|---|
| かすみ ようがいあと ぼんしょう 霞の要害跡出土梵鐘 鑄造関連遺物 | 日南町 | 40点 | 考古資料の部 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚 等の出土品その他飛鳥・奈良時代以 後の遺物で学術的価値の特に高いもの |

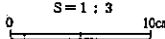
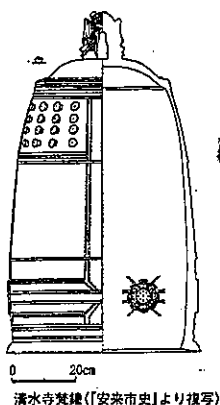
＜指定理由＞

霞の要害跡は、麓の低地との比高差40mを測る、日野川に面した丘陵中腹に立地する遺跡である。平成11・12年度に実施された道路建設に伴う発掘調査によって、15世紀前半から16世紀中葉までの土器・陶磁器類とともに、土塁や掘立柱・礎石建物跡、土坑、集石などが検出された。このうち、一辺約2mの隅丸方形を呈した土坑（土坑7）埋土から梵鐘鑄造に使用された鑄型破片や青銅片等が出土した。

鑄造関連遺物は鑄型、炉壁、銅滓など総数3241点であるが、そのうち大半は部位等がわからない小破片で占められる。そのため指定品は形状が把握でき、報告書に実測図が掲載されている39点と未報告の銅滓1点の合計40点とする。その内訳は竜頭2、撞座7、乳6、縦横帯7、コマツメ2、外型（コンニャクと呼ばれるブロック状のもの）5、不明8の鑄型関連と溶解炉炉壁片2、銅滓1である。

鳥取県内における中世鑄物鑄造に係わる集団について、因幡においては15世紀末、島根県温泉津町愛宕神社鐘（明応5（1496）年）の銘文により、鳥取市野坂を本貫とする大工藤原信重という鑄物師が知られる。現存しないが『因幡民談記』には、建武5（1338）年銘の松上大菩薩鐘に野坂、用瀬及び佐治の大工4名の名が刻まれていることが記録されており、南北朝初期にまで遡る可能性があるが、一方伯耆では、そうした活動の実態は不明瞭である。また、梵鐘の鑄造に関わる遺構は、県内では他に江戸時代の鐘鑄谷遺跡（鳥取市大杵）が知られるのみで、全国でも60例程度しか見つかっていない。

霞の要害跡から出土した鑄型のうち、形状のわかる竜頭及び撞座の特徴から、島根県安来市所在の清水寺所蔵の梵鐘と共通する原型を使って鑄型がつけられたと考えられる。また清水寺梵鐘銘に応永28（1421）年に「和州大工友光」によってつけられたことが刻まれていることから、本資料も近い時期に同じ工人集団によって残されたものと推定できる。現存する梵鐘と同型の鑄型の出土例は全国的にも極めて珍しく、中世の鑄物生産の様相を知る上で、第一級の資料である。



梵鐘鑄型

【指定】鳥取県保護文化財

| 名称 | 所在地 | 員数 | 指定基準 |
|--------------------|-----|----|------------------------------------|
| だいあんじもんじょ 大安寺文書 | 南部町 | 2点 | 古文書の部 1 古文書類は、我が県の歴史上重要と認められるもの |

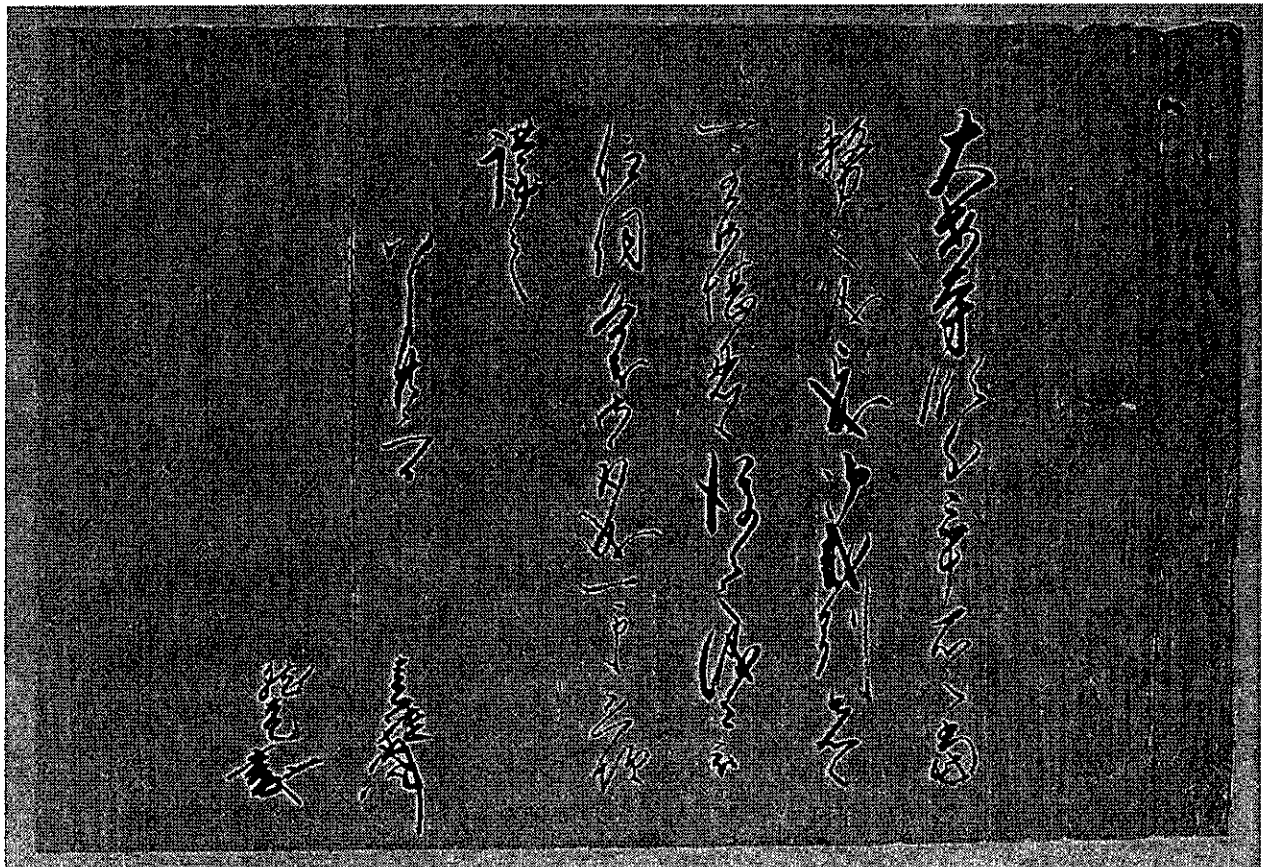
＜指定理由＞

大安寺文書は、曹洞宗壺嶽山大安寺（西伯郡南部町天萬）の伝来文書である。

寺伝によれば開山は珍目とされているので、15世紀に既存の他宗寺院を曹洞宗に改宗して成立した寺院を、起源とするものと推測される。また、開基は杉原盛重であると伝えられており、現在の本堂裏の墓地には盛重の供養塔とされる宝篋印塔（南部町指定文化財）がある。

文書は2点あり、ひとつは杉原元盛（盛重の子息）の家臣と推測される5名が連署して、相見郡天満郷の大安寺に対し、35筆の田・畠・屋敷の面積・分米・請人名を列挙して新寄進したもの、もうひとつは吉川氏家臣の香川春継・粟屋就光が、大安寺に宛てて、寺領30石を安堵したものである。

大安寺文書は、戦国期伯耆国における杉原氏・吉川氏など諸勢力の興亡や、中世の激しい動乱を生き抜いた伯耆国内寺院の実態を示す、良質な同時代史料である。また、江戸中期の火災を免れて今に伝えられたものである点も貴重であり、本県の歴史上において重要である。



吉川氏家臣連署書状

【指定】有形民俗文化財

| 名称 | 所在地 | 員数 | 指定基準 |
|-----------|-----|-------|---|
| 鳥取県の絣関係資料 | 倉吉市 | 3318点 | 有形民俗文化財 1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において我が県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの (1) 衣食住に用いられるもの (2) 生産、生業に用いられるもの 2 前項各号に掲げる有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が次の各号の一に該当し、特に重要なもの (1) 歴史的変遷を示すもの (2) 時代的特色を示すもの (3) 地域的特色を示すもの |

<指定理由>

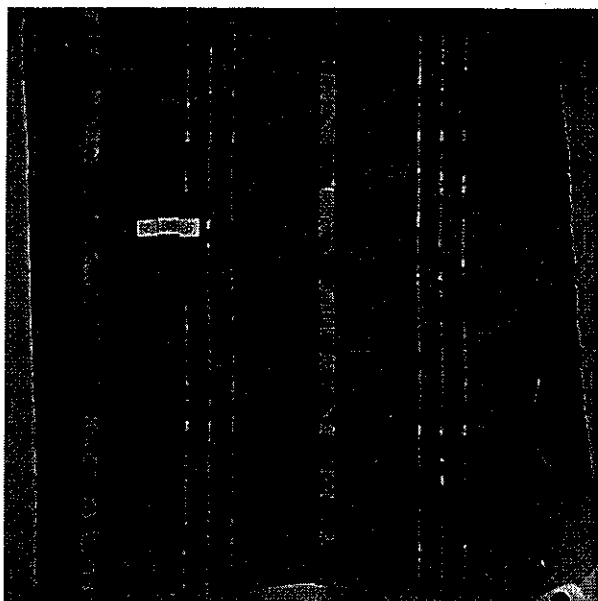
鳥取県無形文化財「染織」保持者、かつ絣研究者でもある福井貞子氏の収集資料である。

本資料は、綿栽培から絣完成に至る全工程が網羅されていることから、鳥取県において重要な産業であった絣の生産過程を俯瞰することができる。また、資料点数と種類が豊富であり、文様や形状の標本となっているばかりでなく、資料1点ずつに旧蔵者や来歴などの情報が付されていることも特筆される。

とりわけ、着物や布団などに仕立てられた絵絣は、嫁入り道具のひとつでもあったことから旧蔵者の思い出も深く、明治生まれの女性たちの記憶が福井氏の聞き取り調査により掘り起こされ、資料価値を高めている。単に形として残されているだけでなく、当時の社会背景や女性のくらしの変遷など、文字化されにくい生活の歴史を物語る貴重な資料群となっている。

福井氏の研究成果や聞き取り調査の一部は、複数の著作としてまとめられている。また、資料の保存状態はきわめて良好であり、福井氏や保存会をはじめとする同志グループによる絣技術の継承活動をとおして適正な保存管理が継続的になされている。

価値の高さだけでなく、活用が図られるなど、鳥取県の絣文化を知るうえで重要な資料群である。



布団布



高機

参考：鳥取県の国・県指定文化財の件数

() は今回の新規指定決定件数であり外数

| 県内 | 県指定文化財 | | 国指定文化財 | |
|----|---------------------------|--------|---------------------------|-----|
| | 件数 | () | 件数 | () |
| | 保護文化財 | 136 | 国宝・重要文化財 | 56 |
| | 絵画 | 20 | 絵画 | 3 |
| | 古文書 | 9 (1) | 古文書 | 0 |
| | 彫刻 | 41 (1) | 彫刻 | 18 |
| | 工芸品 | 15 (1) | 工芸品 | 5 |
| | 書跡 | 0 | 書跡 | 1 |
| | 考古資料 | 22 (2) | 考古資料 | 11 |
| | 歴史資料 | 2 | 歴史資料 | 0 |
| | 建造物 | 22 | 建造物 | 18 |
| | 工芸・考古資料 | 4 | 工芸・考古資料 | 0 |
| | 彫刻・建造物 | 1 | 彫刻・建造物 | 0 |
| | 史跡 | 19 | 特別史跡・史跡 | 32 |
| | 名勝 | 9 | 名勝 | 4 |
| | 名勝・史跡 | 0 | 名勝・史跡 | 1 |
| | 名勝・天然記念物 | 0 | 名勝・天然記念物 | 1 |
| | 天然記念物 | 55 | 特別天然記念物・天然記念物 | 19 |
| | 有形民俗文化財 | 3 (1) | 重要有形民俗文化財 | 1 |
| | 無形民俗文化財 | 41 | 重要無形民俗文化財 | 3 |
| | 無形文化財保持者・団体 | 10 | 重要無形文化財保持者・団体 | 1 |
| | 伝統的建造物群保存地区 | 1 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 2 |
| | 県選択 | 3 | 国選択 | 9 |
| | 記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財 | 3 | 記録作成等の措置を講ずべき 無形の民俗文化財 | 9 |

県内文化財の国重要文化財追加指定及び新規国登録について

平成29年3月21日
文 化 財 課

平成29年3月10日(金)、国の文化審議会(会長 馬淵明子 国立西洋美術館館長)は、次のとおり国指定重要文化財(美術品 彫刻)の追加指定及び国登録文化財(建造物)の登録について文部科学大臣に答申しました。

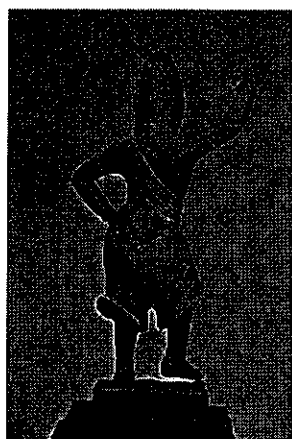
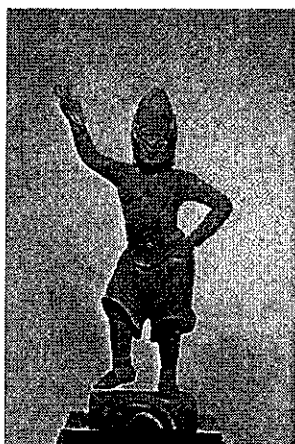
1 重要文化財(美術品 彫刻)の追加指定について

(1) 文化財の名称

- もくぞうざおうごんげんりゅうぞう 木造蔵王権現立像 その七
(現在、県指定保護文化財になっている1軀がその七として追加)。
(重文名称 木造蔵王権現立像 七軀(大正9年4月15日旧国宝指定 彫第1853号))

(2) 文化財の特徴

| | 名称 | 所在の場所 | 特徴等 | 年代 |
|---|----------|----------|--|--|
| 1 | 木造蔵王権現立像 | 東伯郡三朝町三徳 | <p>三徳山三佛寺には平安時代製作の蔵王権現像が複数伝わり、奥の院投入堂本尊(仁安3年<1168>、重要文化財)が明治37年に、投入堂に安置されていたその他の6軀が大正9年にそれぞれ旧国宝に指定されている。このうち大正9年指定の蔵王権現像は像高や作風、炎髪の有無・手足の上げ下げ等の凶像、保存状態もさまざまで、11世紀から12世紀にかけて三徳山奥之院を中心に山内で順次製作されたものとみられる。</p> <p>本像は、その作風や構造から11世紀前半から半ばと考えられるもので、他の6軀と同様に制作された1軀とみられ、それらと同様に平安期の蔵王権現像の展開を考える上で貴重な作例となる。</p> <p>像高74.0cm。檜材、一木造、白下地彩色。</p> | <p>11世紀前半から中頃</p> <p>※年輪年代測定により1002年以降の伐採と報告</p> |



(3) 文化財の件数（平成 29 年 3 月現在）

| 種 別 | 現在の指定 件数 | 今回答申件数 | | |
|--------------|-------------|--------|------|----|
| | | 新指定 | 追加指定 | 解除 |
| 国指定重要文化財（彫刻） | 18 | 0 | 1 | 0 |

※この度は追加指定なので、国指定重要文化財の件数の変更はありません。

| 種 別 | 現在の指定件数 |
|--------------|---------|
| 県指定保護文化財（彫刻） | 41 |

※追加指定に伴い、県指定保護文化財の件数は告示後に 1 件減ります。

2 登録有形文化財（建造物）の新規登録について

(1) 文化財の名称

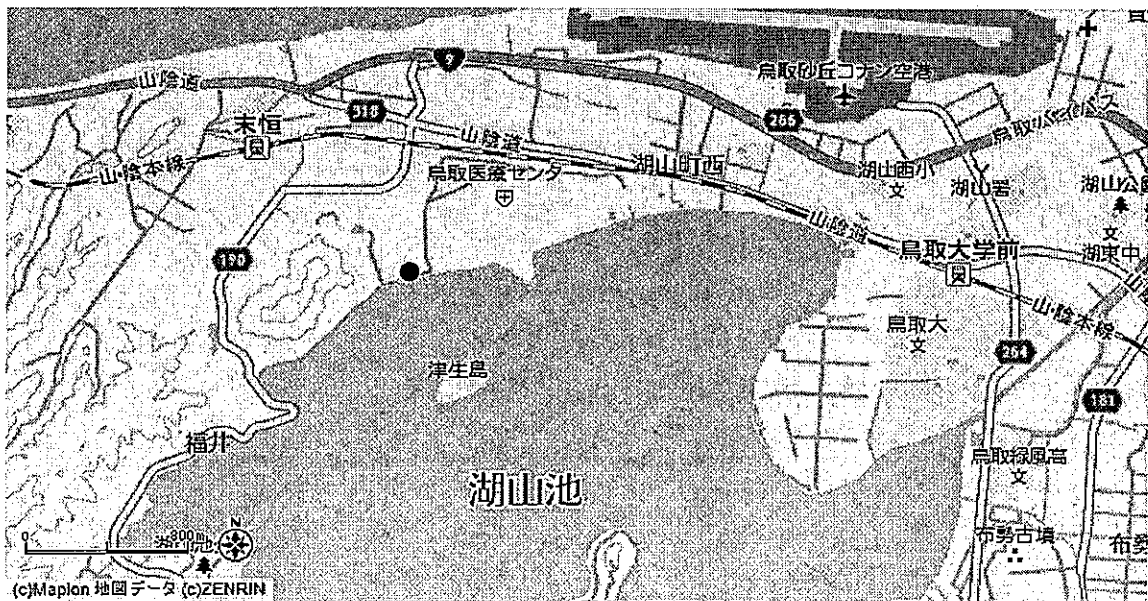
とっとりみんげいびじゅつかんべっかんこやまいけあみだどう
○鳥取民藝美術館別館湖山池阿弥陀堂（鳥取市三津） 1 件

おおたけじゅうたく しゅおく しんだて もんながや
○太田家住宅 主屋、新建、門長屋（八頭郡八頭町富枝） 3 件

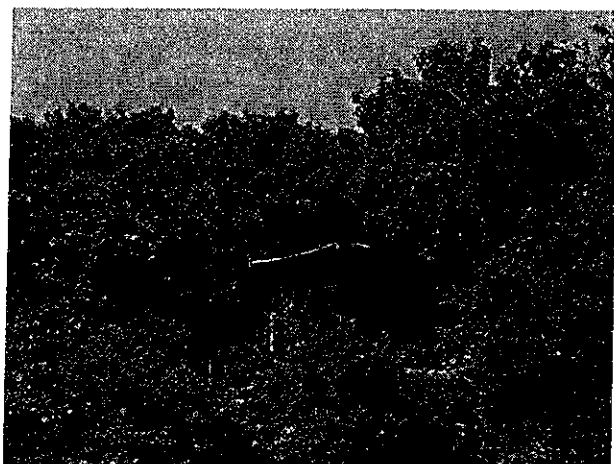
計 2 箇所 4 件

(2) 文化財の特徴等

| | 名称 | 所在の 場所 | 特徴等 | 建築年代 |
|---|----------------------|-----------|--|----------------------------------|
| 1 | 鳥取民藝美術館 別館湖山池阿弥陀堂 | 鳥取市 三津 | 阿弥陀堂は、昭和初期から鳥取で新作民藝運動を推進した吉田璋也により、鳥取民藝美術館別館として湖山池の北岸に建てられた。内部の展望台から正面に見える津生島を中心に、青島、団子島と併せて阿弥陀三尊と見立てたことから阿弥陀堂と名付けたという。展望室のほか、2 部屋の茶室、水屋からなる。建築には鳥取民藝協団の職人が多く参加し、クリ、ケヤキ、ラワン等が多く用いられた特徴的な建築となっている。外観も、湖山池周辺の景色と調和するように建てられている。 | 昭和 39 年建築 / 昭和 41 年増築、昭和 40 年代改修 |



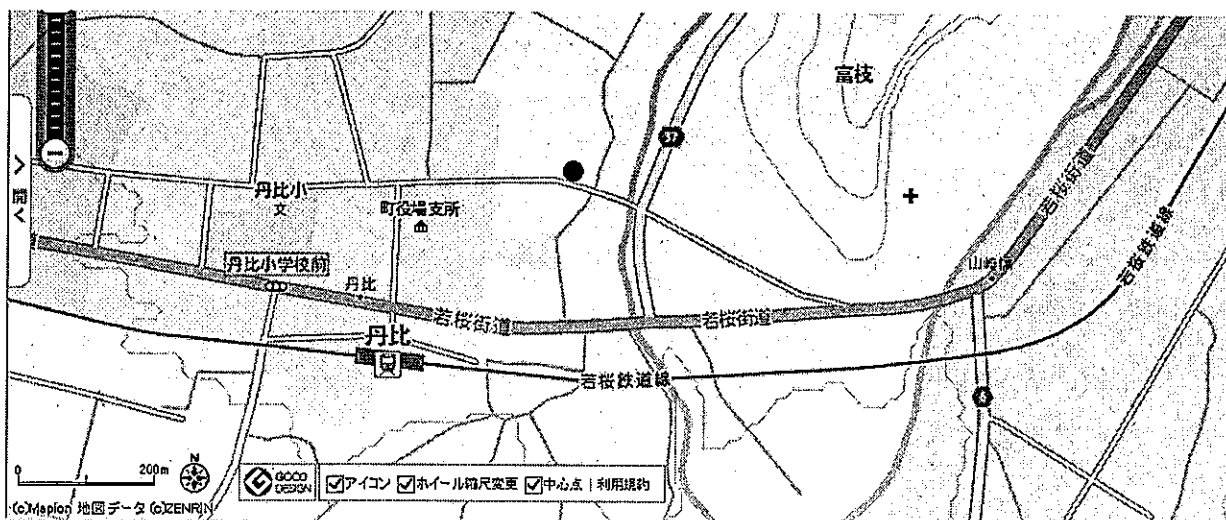
位置図



阿弥陀堂 南東からの外観
写真提供：鳥取市教育委員会

阿弥陀堂 展望室より南正面を望む
写真提供：鳥取市教育委員会

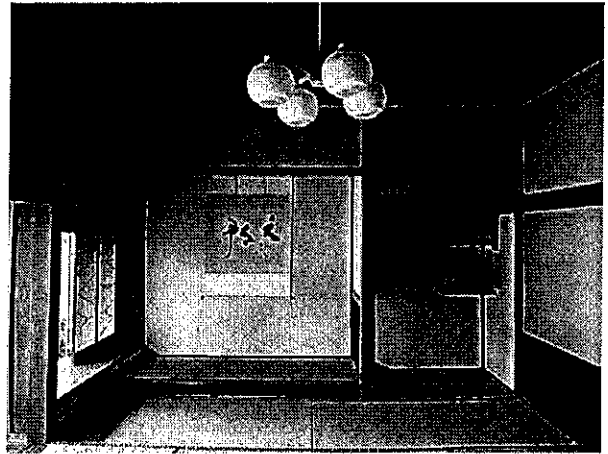
| 名称 | 所在の場所 | 特徴等 | 建築年代 |
|-------------------------------|----------|---|--|
| 2 太田家住宅 主屋 新建 門長屋 | 八頭郡八頭町富枝 | <p>太田家は明治から昭和にかけて三代にわたり村長を、大正期には敷地内に丹比郵便局を開設して初代郵便局長を務めた。県道の北側に屋敷を構える屋敷地には、門長屋を道に面して構え、主屋、新建のほか、数棟の土蔵が立つ。主屋は木造二階建、瓦葺で、明治30年の建築。東側に土間をもち、西側は6室の部屋からなる。座敷周辺には、拭漆で仕上げた良質な材料が多く用いられた上質なつくり。</p> <p>新建は主屋に廊下で接続する離れ座敷。木造平屋建、瓦葺で昭和8年に曹洞宗管長を迎えるために建てられた。2室から成り、主屋と対照的に素木の良材を多用しており、質の高い建築。</p> <p>門長屋は、門と長屋部分からなり、明治30年頃に建てられたものの南東部分は大正4年の郵便局開局にあわせて一部改造された。太田家の敷地の隅を画し、景観をひきしめる。</p> | <p>主屋： 明治30年建築</p> <p>新建： 昭和8年建築</p> <p>門長屋： 明治30年頃建築／大正4年改修</p> |



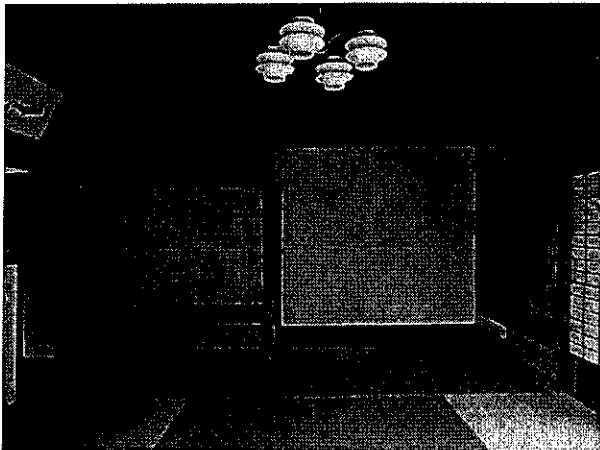
位置図



太田家住宅 主屋北側及び新建東側
写真提供：鳥取県教育委員会



太田家住宅主屋 奥の間
写真提供：鳥取県教育委員会



太田家住宅新建 八畳（客間）
写真提供：鳥取県教育委員会



太田家住宅門長屋 南面外観
写真提供：鳥取県教育委員会

(3) 今回、国で答申が行われた建造物の概要

| | 今回答申分 | | 累計 |
|---------|--------|-----|-----------|
| 登録数 | 226件 | | 11,263件 |
| 関係市町村 | 61市町村 | | 891市町村(区) |
| 関係都道府県 | 27都道府県 | | 47都道府県 |
| 時代別登録件数 | 江戸以前 | 40件 | 1,951件 |
| | 明治 | 62件 | 3,625件 |
| | 大正 | 44件 | 2,343件 |
| | 昭和 | 80件 | 3,344件 |

(4) 鳥取県の状況

(1) 鳥取県の国登録文化財、国・県指定文化財総数（今回登録後・未告示含む）

| 国登録文化財 | 国指定文化財 | 県指定文化財 |
|--------|--------|--------|
| (195) | (18) | (23) |
| 207 | 121 | 271 |

() 内は建造物の数

(2) 登録物件の所在する市町村の文化財件数 (今回登録後・未告示含む)

| | 国登録文化財 | 国指定文化財 | 県指定文化財 |
|-----|------------|-----------|------------|
| 鳥取市 | (42) 44 | (4) 30 | (4) 107 |
| 八頭町 | (17) 17 | (1) 3 | (0) 8 |

() 内は建造物

企画展「日本民藝館所蔵 生誕130年 バーナード・リーチ展」の開催について

平成29年3月21日
博 物 館

平成29年度企画展「日本民藝館所蔵 生誕130年 バーナード・リーチ展」の開催について報告します。

1 趣 旨

幼少期から幾つかの異なる文化を持つ国や地域で過ごしたバーナード・リーチ（1887年～1979年）。その体験は、リーチのその後の人生に大きな影響を与え、やがて東洋と西洋の文化の融合 — 東と西の結婚 — という理想へと発展していった。

ロンドンの美術学校で学んだリーチは小泉八雲（こいずみ やくも）の著作を愛読し、1909年に憧れの日本に再来日する。そこでリーチが開いたエッチング（銅版画）教室に生徒として参加したのは、同年代の日本の若者たちであった。やがて柳宗悦（やなぎ そうえつ 1889年～1961年）ら雑誌『白樺』の同人をはじめ、ともに陶芸の道を歩むことになる富本憲吉（とみもと けんきち）や濱田庄司（はまだ しょうじ）らと交友。とくに日本民藝館を創設する柳宗悦とは、芸術や宗教など精神世界を語り合う友として生涯を通じて交流を深めた。さらに柳との交友を通じて民藝運動にも深く参画したリーチは、日本各地の窯場を訪ねて技術指導をし、自らも作陶した。鳥取・島根両県へも戦前・戦後に幾度か足を運び、作陶指導などを行っている。

2017年はバーナード・リーチ生誕130年の記念すべき年に当たる。本展では、日本最大のリーチ・コレクションを誇る日本民藝館所蔵品の中から、リーチの最初期から晩年までの陶磁器を中心に約200点の作品や資料を一堂に展覧し、日本人に愛された英国人バーナード・リーチの芸術活動を振り返る。

- 2 会期等 平成29年4月15日（土）～6月4日（日） ※休館日なし
午前9時～午後5時 会期中の毎週金曜日は午後7時まで開館
- 3 観覧料 一般600円（前売・20名様以上の団体料金400円）
- 4 会 場 鳥取県立博物館 第1特別展示室
- 5 主 催 鳥取県立博物館、NHK鳥取放送局、NHKプラネット中国、(公財)日本民藝館
- 6 制作協力 NHKプロモーション
- 7 協 賛 日本通運、(株)モリックスジャパン、三和商事(株)、(株)吉備総合電設、
(一社)西郷工芸の郷 あまんじゃく
- 8 主な関連事業
 - (1) スペシャルギャラリートーク「リーチ作品の魅力を語る ～その思い出とともに」
日時：4月15日（土）14:00～15:00 会場：2階講堂、本展展示会場（要観覧料）
講師：山本教行（やまもと のりゆき）氏（陶芸家・クラフト館岩井窯（いわいがま）主宰）
 - (2) 特別講演会「バーナード・リーチの生涯と芸術」
日時：4月22日（土）14:00～15:30 会場：2階講堂（参加費無料）
講師：鈴木禎宏（すずき きたひろ）氏（美術史家・お茶の水女子大学准教授）
 - (3) ギャラリートーク（本展担当学芸員による展示解説）
日時：【夕暮れトーク】4月28日（金）、5月12日（金）、26日（金）
各日とも18:00～19:00
【土曜日トーク】4月29日（土）、5月20日（土）、6月3日（土）
各日とも14:00～15:00
 - (4) リーチ・カレーの提供
本展会期中、当館内のカフェ・ダール ミュゼで、リーチが残した「ライスカレー」のレシピ（海老入りカレー）を再現したカレーを提供。1日10食限定。

◎連携プログラム「民工芸に魅せられて ～春！鳥取まちなかミュージアムめぐり～」開催
本展開催に合わせ、鳥取市内の下記ミュージアムでも民工芸に関連した展覧会などを開催。
開催館：池本喜巳小さな写真美術館、仁風閣、鳥取市歴史博物館、鳥取民藝美術館